各指定障害福祉サービス事業所 管理者 様 各指定障害者支援施設 管理者 様 各特定相談支援事業所 管理者 様 各移動支援,日中一時支援事業所 管理者 様

福岡市保健福祉局障がい福祉課長

平成31年度(2019年度)福岡市障がい福祉サービス事業者等説明会の開催について(通知)

障害者総合支援法制度の円滑な運営及び適正な実施を期すため、下記のとおり、説明会を開催いたします。本説明会は、障がい福祉サービス事業所等への集団指導として実施するものですので、必ずご出席くださいますようお願いいたします。

なお, **5月16日(木)**までに、別紙「参加申込書兼出席票」に記入のうえ、FaxまたはEメールでご送付ください。合わせて、当日の手話通訳が必要な事業所は、その旨を「参加申込書兼出席票」の「手話通訳者の希望」欄にて回答ください。

また、当日は別紙「参加申込書<u>兼</u>当日出席票」及び福岡市のホームページからダウンロードした 説明資料(5月28日頃に掲載します。)を必ずご持参くださいますようお願いいたします。

記

1 日時及び対象サービス

| 開催日 | 対象区 | 対象サービス | 時間 |
|---------|--------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 2019年 | 東 区 博多区 中央区 | 施設系サービス | 13:30~16:30(13:00~受付) |
| 6月4日(火) | | 訪問系サービス・自立生活援助・特定相談支援 | 14:30~17:00(14:00~受付) |
| 2019年 | 南 区 城南区 早良区 西 区 | 施設系サービス | 13:30~16:30(13:00~受付) |
| 6月5日(水) | | 訪問系サービス・自立生活援助・特定相談支援 | 14:30~17:00(14:00~受付) |

事業所の分類について

○施設系サービス事業所

療養介護,生活介護,施設入所支援,共同生活援助,自立訓練(機能訓練,生活訓練), 就労移行支援,就労継続支援(A型,B型),就労定着支援,短期入所,日中一時支援

○訪問系サービス事業所

居宅介護,重度訪問介護,同行援護,行動援護,重度障害者等包括支援,移動支援 ※ 事業所所在の区により参加対象期日が異なります。上表の対象区欄を確認ください。

2 場所

福岡市立西市民センター ホール (西区内浜1丁目4-39)

- ※ ご来場にあたっては**公共交通機関のご利用をお願いします。**
- 3 当日持参物 (**説明会当日は,次のものを必ずご持参ください**。)
 - ・別紙「参加申込書 兼 当日出席票」
 - ・福岡市のホームページからダウンロードした説明資料(5月28日頃に掲載します)

掲載先:福岡市ホーム>健康・医療・福祉>福祉・障がい者>福祉事業者に関すること>事業者向けの情報(障がい福祉サービス,地域生活支援事業等)>6 指導・研修資料集 (http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/shisetsushien/health/syougaijiritusienhou/inde

x 2 2 2 2 2 2.html)

4 当日スケジュール (予定)

| 期日 | 時間 | 内容 (予定) | |
|---|----------------|--|--|
| 【6/4】 ・博中 ・ 【6/5】 ・ 城早西 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 13:00 13:30 | 施設系サービス事業所 入場 (受付開始:13:00) | |
| | 13:30 | 【第1部】※対象:施設系サービス事業所 | |
| | 14:20 | ・第1部あいさつ ・指導方針,報酬請求等(施設系サービス)について | |
| | | 訪問系サービス,自立生活援助,特定相談支援事業所 入場(受付開始:14:00) | |
| | 14:30 | 【第2部】※対象:全ての事業所 | |
| | 16:20 | ・第2部あいさつ ・障がい者虐待防止について ・基準条例,変更届出,業務管理体制,障がい福祉 サービス費等支払い審査について ・処遇改善加算,情報公表制度,指導方針,不正に 対する処分について ・計画相談について ・福岡市からのお知らせ等 | |
| | 16:20 16:30 | 施設系サービス事業所 退場 | |
| | 16:30 | 【第3部】※対象 訪問系サービス,自立生活援助, 特定相談支援事業所 | |
| | 17:00 | ・訪問系サービスのサービス内容について | |
| | 17:00 17:10 | 訪問系サービス,自立生活援助,特定相談支援事業所 退場 | |

実施しているサービスに応じて、該当する説明会にご参加ください。

【例】施設系サービスのみを実施している事業所 → 第1・2部 訪問系サービスのみを実施している事業所 → 第2・3部 自立生活援助,特定相談支援を実施している事業所 → 第2・3部 訪問系サービスと施設系サービスを実施している事業所 → 第1・2・3部 施設系サービスと特定相談支援を実施している事業所 → 第2・3部 施設系サービスと特定相談支援を実施している事業所 → 第1・2・3部

【問合わせ先】

福岡市保健福祉局障がい者部障がい福祉課 指定指導第2係 牛島,濱田,立山

Tel: 711-4249 Fax: 711-4818

E-mail: syougai-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp